



北海道チャンピオンシップ協会中学部 コンプライアンス委員会細則

第 1 条（目的）

本委員会は、協会活動における法令順守・倫理的行動・安全管理・通報対応を統括し、加盟団体・指導者・保護者・関係者が安心して活動できる環境を維持することを目的とする。

第 2 条（設置）

協会理事会の決議により、コンプライアンス委員会を設置する。

第 3 条（構成）

委員会は以下の構成員により組織される

- ① 委員長（常任理事会より任命）
- ② 理事代表（事会が推薦する理事 2 名以上）
- ③ 外部有識者（必要に応じて）
- ④ オブザーバー（審判部・指導者代表等）

第 4 条（委員の選任・解任の手続き）

委員の選任は理事会の承認を経て行い、重大な規約違反や守秘義務違反があった場合は理事会の議決により解任できる。

第 5 条（任期）

委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

第 6 条（職務）

委員会は以下の職務を担う：

- ① 協会のコンプライアンス方針の策定・改定
- ② 通報内容の受理・調査・判断
- ③ 必要に応じて常任理事会・理事会への是正措置・処分勧告を含む提案
- ④ 加盟団体・関係者への研修・啓発活動の企画
- ⑤ 年次報告書の作成と理事会への提出
- ⑥ 必要に応じて、関係者への注意・警告・資格停止・除名等の処分勧告を常任理事会に提出することができる。

第7条（会議）

- 1.委員会は年1回以上開催する。
- 2.緊急通報があった場合は臨時会議を招集する。
- 3.会議は委員長が招集し、議事録は委員長が管理し必要に応じて理事会に報告する。

第8条（通報対応）

- 1.通報は専用フォーム・メール・書面等で受理する。
- 2.通報受理後、原則として30日以内に一次対応（調査開始・通報者への連絡）を行う。
- 3.匿名通報も受け付け、通報者の保護を徹底する。
- 4.調査は速やかに行い、必要に応じて外部専門家を活用する。
- 5.調査結果は委員会で審議し、理事会へ報告する。

第9条（守秘義務）

委員は、通報内容・調査結果・関係者情報について守秘義務を負う。退任後も同様とする。

第10条（改定）

本細則の改定は、委員会の議決を経て理事会の承認をもって行う。

第11条（制度の評価と見直し）

- 1.本委員会は、年1回以上、通報対応件数・研修実施状況・再発防止策の実施状況等を踏まえ、制度運用の評価を行う。
- 2.必要に応じて、細則の改定案を理事会に提出する。
- 3.評価結果は、年次報告書に記載し、理事会に報告する。